

規程区分	規程No.名称	所管組織
人事・労務管理規程	No.8 評議員及び役員の報酬等並びに費用弁償に関する規程	総務部

第一章 総 則

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人お告げのフランシスコ姉妹会（以下「本会」という。）の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第五条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第一五条による者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会等本会業務への出席の都度、定款第八条で定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には、支給しない。

2 役員の報酬は日額とし、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、理事会等本会業務への出席の都度、別表2に基づき支給する。

3 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては報酬等を支給しないものとする。

(報酬支給方法)

第4条 役員等の報酬、費用等は、当該業務を行った都度、現金で本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 本会は、条議員及び役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込みことができる。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補 足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

第2章 付 則

この規程は平成29年6月17日(評議員会の議決日)から施行する。

別表1 (評議員の報酬)

	日額
評議員会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

別表2 (理事長及び役員の報酬)

(1) 理事長及び理事

	日額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

(2) 監事

	日額
理事会等会議及び監事監査への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

上記の報酬金額は所得税を控除した後の金額である。